

古紙持ち去り防止にご協力ください

問合せ：環境経済課 生活環境担当 ☎ 991-1839

町では、町民の皆さんに資源物として、新聞・ダンボール・古着などを種類ごとに分別し、指定の日にゴミステーションに出していただいています。

近年、町の収集許可のないトラックなどで新聞の持ち去りが発生しています。このような持ち去り行為はリサイクルへの意欲を著しく低下させるだけでなく、町の貴重な財源を失うことにもなります。

【持ち去り防止の注意点】

① 前日や早朝に資源物を出さず、回収日当日の8時までに出すようご協力をお願いします。

② 町に登録する資源回収団体へ収集をお願いする方法も有効です。

③ 持ち去り行為を見かけたら、日時、場所、資源物の種類、車両のナンバーなどの情報提供をお願いします。

※持ち去り行為者と遭遇し危険を察知した場合は、すぐに松伏交番(☎ 991-2900、緊急の場合は110番)に連絡してください。



▲持ち去り防止パトロール中!!

高額医療・高額介護合算療養費制度について

問合せ：住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868 (国民健康保険)
後期高齢者医療担当 ☎991-1884
いきいき福祉課 高齢介護担当 ☎991-1886 (介護保険)

同じ医療保険の世帯内で、1年間(平成29年8月から平成30年7月まで)に支払った医療費と介護サービス費の自己負担の合計が限度額を超えた場合、申請するとその超えた金額が支給されます。

町の国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者で支給の対象となる方には、通知を送付します。

被用者保険(職場の医療保険)に加入されている方は、いきいき福祉課高齢介護担当で介護保険の「自己負担額証明書」の交付を受け、平成30年7月31日時点に加入していた各医療保険に申請してください。

▶平成29年8月から平成30年7月までの間に他市町村から転入された方は【転入前の介護保険及び医療保険が発行した「自己負担額証明書」】を、同じ期間に他の医療保険制度から町の国民健康保険又は後期高齢者医療制度に移られた方は【以前加入していた医療保険が発行した「自己負担額証明書」】を添付して、住民ほけん課に申請してください。

▶支給額が500円以下となる場合や、医療・介護いずれかの自己負担額が0円の場合は、支給の対象となりません。また、同一世帯内でも、医療保険が異なる世帯員の自己負担額は合算できません。

▶詳しくは、加入している医療保険にお問い合わせください。

町長コラム

「親切」を広げよう!



鈴木 勝

ある旅人が旅先で体調を崩し、どうすることもできずに、近くの民家にお世話になりました。数日後、体調も回復し、再び旅に出るときに「この御恩は一生忘れません。必ず恩返しに参ります。」と述べたが、民家の主人は「恩返しに来なくてもよい、あなたが他の人に親切にしてあげれば、それで結構です。」と答えました。お世話になった方のみに「恩」や「親切」を返せば、そこ

で終わってしまいます。主人の言うとおりに、関係のない他人に「親切」を行えば、相手も優しい気持ちになり、「親切」が拡散(拡大)されていきます。世の中は、親切心の連鎖によって、少しずつ優しい社会へと変えられていくのです。

ところが、悪い情報は、瞬間に拡散(拡大)し、フェイクニュース(ウソのニュース)で死亡事件さえ起きてしまいます。

情報化社会の功罪がそのような事件等につながり兼ねないことを心に留め、心温まる地域社会の実現のため、「親切」を広げましょう。